

<ひろぎん>教育資金贈与預金

1. 商品名 (愛称)	<ひろぎん>教育資金贈与預金 (まごころ) ・普通預金 (無利息型普通預金はお取扱いしておりません。)
2. 手続き	・教育資金管理契約を締結し、「教育資金の一括贈与に係る非課税措置」(租税特別措置法第70条の2の2)の適用を受けるための「教育資金非課税申告書」の提出が必要となります。
3. 販売対象	教育資金の贈与を受けられた30歳未満で、前年の合計所得金額が1,000万円以下の個人
4. 期間	教育資金管理契約終了まで ・預入は、2026年3月31日までとなります。
5. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	贈与者と受贈者との間で贈与契約書を締結していただき、締結後2ヶ月以内に贈与資金をお預入れいただきます。 1,500万円以下 (口座開設時の当初預入金額は、原則3百万円以上となります。) 1円単位
6. 払戻方法	随時払戻いたします。 ・教育資金 [*] の支払を証明する領収書等(原本)を窓口にご提出いただく必要があります。(領収書等に記載された支払年月日から1年を経過する日までにご提出ください。) ・領収書等の提出については後記「7. 領収書等の提出」をご参照ください。 ・払戻は、教育資金の支払に限定されます。 <u>※教育資金について</u> 1. 学校等に対して直接支払われる金銭 (1) 入学金、授業料、入園料、保育料、施設設備費または入学(園)試験の検定料など (2) 学用品費、修学旅行費、学校給食費など学校等における教育に伴って必要な費用など 「学校等」とは ①学校教育法上の幼稚園、小中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、大学、大学院、専修学校、各種学校 ②外国の教育施設 [外国にあるもの] その国の学校教育制度に位置づけられている学校、日本人学校、私立在外教育施設 [国内にあるもの] インターナショナルスクール(国際的な認証機関に認証されたもの)、外国人学校(文部科学大臣が高校相当として指定したもの)、外国大学の日本校、国際連合大学 ③認定こども園または保育所など

	<p>2. 学校等以外に対して直接支払われる次のような金銭で社会通念上相当と認められるもの</p> <p>(1) 役務提供または指導を行う者（学習塾や水泳教室など）に直接支払われるもの</p> <p>①教育（学習塾、そろばんなど）に関する役務の提供の対価や施設の使用料など</p> <p>②スポーツ（水泳、野球など）または文化芸術に関する活動（ピアノ、絵画など）その他教養向上のための活動に係る指導への対価など</p> <p>③上記①の役務提供または上記②の指導で使用する物品の購入に要する金銭</p> <p>※ただし、お孫さま等が23歳になられた翌日以後に支払われるものについては、教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講するための費用のみが対象となります。</p> <p>(2) 上記2. (1) 以外（物品の販売店など）に支払われるもの</p> <p>①上記1. (2) に充てるための金銭であって、学校等が必要と認めたもの</p> <p>②通学定期券代（2015年4月1日以降に支払ったもの）</p> <p>③留学渡航費、学校等に入学・転入学・編入学するために必要となった転居の際の交通費</p> <p>※「教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」の対象となる教育資金の範囲や学校等の範囲について、詳しくは文部科学省のホームページをご確認ください。</p>
7. 領収書等の提出	<p>・領収書等とは、「領収書」や「支払の事実を証する書類」になります。</p> <p>※請求書は不可。</p> <p>・当行にご提出いただく領収書等には、「支払日付」「金額」「適用（支払内容）」「支払者（宛名）」「支払先の氏名（名称）」「支払先の住所（所在地）」が記載されている必要があります。</p>
8. 手数料	なし
9. 付加できる特約事項	<p>・預入形式は、普通預金通帳のみとなります。</p> <p>・キャッシュカードは発行いたしません。</p>
10. 中途解約時の取扱い	教育資金管理契約終了時点で、本預金口座はただちに解約いただきます。
11. 金融商品販売法における重要事項	預金保険の対象であり、預金保険の範囲内で保護されます。
12. その他	<p>以下のいずれかの早い日に教育資金管理契約は終了します。その場合、本預金口座はただちに解約いただきます。</p> <p>①預金者が30歳になられた場合</p> <p>※ただし、30歳になられた時点で、以下のいずれかに該当する場合は、最高40歳まで本預金口座を継続してご利用いただくことができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校等に在学している場合 ・教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合 <p>②預金者が亡くなられた場合</p> <p>③預金残高が0になり、預金者と当行で契約終了の合意があった場合</p>
13. 紛争に関する事項	<p>本取引にかかる当行と提携している指定紛争解決機関の名称ならびに連絡先は次の通りです。</p> <p>名称 一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室</p> <p>電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772</p>